



余市町不妊治療費等助成事業について



余市町では、不妊治療または不育症治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療にかかった治療費の一部を助成しています。

※平成29年10月1日以降に行った検査および治療費が助成対象となります。

1. 対象となる方

※以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 法律上の婚姻をしているご夫婦。
- ご夫婦のいずれかが余市町内に住所を有すること。
- ご夫婦ともに町税および国民健康保険税の滞納がないこと。
- 他の市区町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方または受ける見込みのないこと。

2. 対象となる治療法

※全ての治療において、食事代、入院費、文書料等、治療に直接関係のない費用については対象外となります。

治療法	内容
一般不妊治療	産科または婦人科を標榜する日本国内の医療機関(複数の診療科を持つ総合病院等)においては、院内の産科または婦人科)において行うタイミング療法、薬物療法、手術療法など医療保険各法の適用となる不妊治療や、医療保険各法の適用外治療のうち、体外受精および顕微授精を除く不妊治療(人工授精)であること。
特定不妊治療	北海道知事が指定する医療機関(裏面参照)または道外医療機関の所在する都府県知事が指定する医療機関において行う体外受精および顕微授精であること。 ※ 夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象外。 ※ 卵胞が発育しない等により、卵採取以前に治療を中止した場合は対象外。
男性不妊治療	特定不妊治療の一環として行う、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(TESE、MESA、TESA、PESAなど)であること。
不育症治療	産科または婦人科を標榜する日本国内の医療機関において、不育症と診断され、行う検査および治療であること。

3. 助成額および助成期間・回数

※通算2年とは、初回申請日の翌日を起算日として2年をいいます。

【一般不妊治療】は、町単独の助成となります。(北海道の助成はありません。)

◎所得状況に応じ、医療機関に支払った自己負担額に対し、町が助成します。

※申請月が1月から5月の場合は、夫婦の前々年の所得合計額となります。

治療法	所得状況	町の助成額	助成期間等
一般不妊治療	夫婦の前年の所得合計が730万円未満の場合	1回の治療につき 上限5万円	通算 2年
	夫婦の前年の所得合計が730万円以上の場合	1回の治療につき 上限3万3千円	

【特定不妊治療】【男性不妊治療】【不育症治療】は、北海道で実施している治療費助成事業があります。

◎北海道特定不妊治療費助成事業または北海道不育症治療費助成事業の助成を受けた方(受ける予定の方)

➡ 医療機関に支払った自己負担額から道の助成額を差し引いた額に対し、町が助成します。

◎道事業の助成を受けていない方 ➡ 医療機関に支払った自己負担額に対し、町が助成します。

治療法	助成要件			町の助成額	助成期間等		
		妻の年齢制限	夫婦の前年の所得合計				
特定不妊治療	・採卵を伴う治療	道助成	あり(43歳未満) ※1	730万円未満	初回の治療 上限15万円 2回目以降 1回の治療につき 上限7万5千円	通算 6回まで	
		町助成	なし	730万円未満 730万円以上	初回の治療 上限15万円 2回目以降 1回の治療につき 上限7万5千円 初回の治療 上限10万円 2回目以降 1回の治療につき 上限5万円		
	・以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵を得られないなどによる治療の中止	道助成	あり(43歳未満)	730万円未満	1回の治療につき 上限3万7千5百円		
		町助成	なし	730万円未満 730万円以上	1回の治療につき 上限3万7千5百円 1回の治療につき 上限2万5千円		
	男性不妊治療	道助成	あり(43歳未満)	730万円未満	1回の治療につき 上限7万5千円		通算 6回まで
		町助成	なし	730万円以上	1回の治療につき 上限5万円		
不育症治療	道助成	あり(43歳未満)	730万円未満	1回の検査および治療につき 上限5万円	通算 2年		
	町助成	なし	730万円以上	1回の検査および治療につき 上限3万3千円			

※1 道助成の年齢制限は、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満。
詳しくは、北海道のホームページでご確認ください。

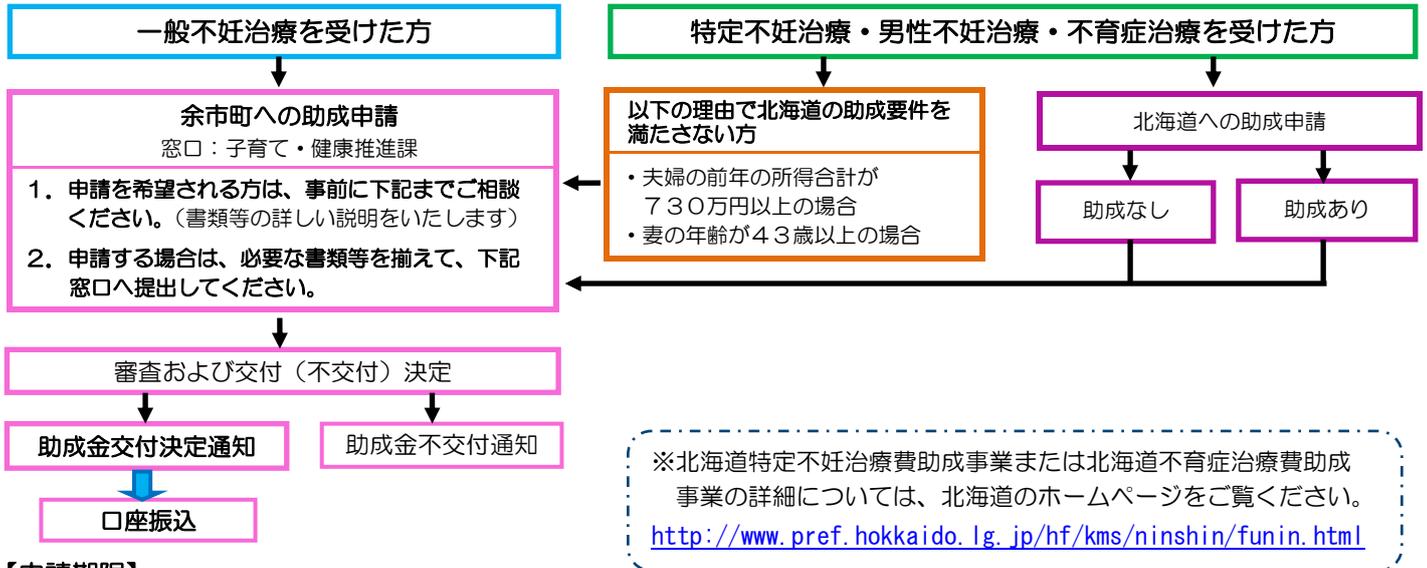
➡ 申請の手続きについては次ページをご覧ください。

4. 申請について

※男性不妊治療の治療終了日は、一環として行われる特定不妊治療の治療終了日となります。
男性不妊治療の申請は、特定不妊治療に対するものと同時に行ってください。

※申請を希望される方は、事前に下記までご相談ください。手続き等に関する詳細について、直接ご説明させていただきます。

【手続きの流れ】



※北海道特定不妊治療費助成事業または北海道不妊症治療費助成事業の詳細については、北海道のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ninshin/funin.html>

【申請期限】

◎治療終了または医師の判断によりやむを得ず治療を中断した翌日から起算して6か月以内に申請してください。

【申請に必要な書類等】

◎下記の申請書・同意書・受診等証明書は、役場子育て・健康推進課の窓口にてお渡しいたします。
その他、町のホームページからダウンロードすることができます。

申請に必要な書類等	一般不妊治療	特定不妊治療 (男性不妊治療を含む)		不妊症治療	
		道事業の 助成あり	道事業の 助成なし	道事業の 助成あり	道事業の 助成なし
①余市町不妊治療費等助成金交付申請書（様式第1号）	○	○	○	○	○
②余市町不妊治療費等助成金交付申請に係る状況照会に関する同意書（様式第2号）	○	○	○	○	○
③余市町一般不妊治療医療機関受診等証明書（様式第3号）	○				
④余市町特定不妊治療医療機関受診等証明書（様式第4号）			○		
⑤余市町不妊症治療医療機関受診等証明書（様式第5号）					○
⑥治療および調剤に係る領収書（原本）	○	○	○	○	○
⑦医療保険証の写し（夫婦分）	○	○	○	○	○
⑧北海道特定不妊治療費助成事業または北海道不妊症治療費助成事業の助成を受けている場合には、助成決定通知書の写し		○		○	
⑨振込先口座が確認できる書類（通帳等）	○	○	○	○	○
⑩印鑑（朱肉を使用するもの）	○	○	○	○	○

※その他町長が必要と認める書類を提出していただくことがあります。（戸籍上の夫婦であることや所得が町の調査で確認できない場合など）

【北海道特定不妊治療費助成事業指定医療機関（道央分）】※道ホームページより抜粋

平成29年9月1日～

圏域	所在地	治療	医療機関名
道央	札幌市	体外受精 顕微授精	札幌医科大学附属病院・斗南病院・札幌厚生病院・神谷レディースクリニック 札幌東豊病院・北海道大学病院・美加レディースクリニック・青葉産婦人科クリニック 手稲溪仁会病院・おこち産科婦人科・セントベビークリニック・KKR札幌医療センター さっぽろARTクリニック・カレスサッポロ時計台記念クリニック・五輪橋マタニティクリニック 金山生殖医療クリニック
		体外受精	白石産科婦人科病院、福住産科婦人科クリニック
	石狩市	体外受精 顕微授精	エナレディースクリニック
	苫小牧市	体外受精 顕微授精	岩城産婦人科・レディースクリニックぬまのはた とまこまいレディースクリニック

指定医療機関の最新情報については、北海道のホームページでご確認ください。



【相談・問合せ先】 余市町役場 民生部 子育て・健康推進課

☎ 0135-21-2122

